



平成 26 年 8 月 11 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕 介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室 岩井 俊 輔  
電話番号 03-5786-3900

## 株主による仮取締役兼仮代表取締役等選任の申立てに関するお知らせ

今般、当社は、当社株主である上田和彦氏、東拓観光有限会社及びロイヤル観光有限会社（以下「当該株主」という）より、平成26年7月28日、東京地方裁判所（以下「同裁判所」という）におきまして仮取締役兼仮代表取締役等選任の申立て（以下「本申立て」という）を受けたことを本日申立書が到着したことにより確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本申立てに至った経緯

平成26年6月26日付「第39期定時株主総会における議決権行使結果に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社第39期定時株主総会において会社提案原案は可決されました。

これに対して、当該株主は、同年7月29日付「株主による当社及び当社取締役に対する職務執行停止・代行者選任の仮処分申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社及び当社取締役らに対して、会社提案原案が可決された決議は不存在であり、また当社取締役らにより職務執行がなされることで当社に著しい損害が生じるおそれがあること等を主張して、同年7月28日、同裁判所におきまして、職務執行停止・代行者選任の仮処分命令の申立てを行いました。

また当該株主は、同年8月4日付「株主による株主総会決議不存在確認等訴訟の提起に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社に対して、主位的請求として会社提案原案が可決された決議が不存在であることを確認する、また予備的請求として会社提案原案が可決された決議を取り消すとの判決を求め、同年7月24日、同裁判所におきまして、株主総会決議不存在確認等訴訟を提起いたしました。

さらに今般、当該株主は、当社に対して、当社の仮取締役兼仮代表取締役の職務を行うべき者1名及び仮取締役の職務を行うべき者2名の選任を求めて、同年7月28日、同裁判所におきまして、本申立てを行いました。

なお、同年7月10日付「取締役による株主総会決議不存在、決議存在確認及び取締役の地位確認訴訟の提起に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当社取締役である小松裕介氏より、取締役の会社に対する忠実義務の履行として、会社提案原案が否決された決議が存在しないことの確認、会社提案原案が可決された決議が存在することの確認及び小松氏が取締役の地位にあることの確認のため、同年7月10日、同裁判所におきまして、訴訟の提起を受けております。

2. 本申立てがなされた裁判所及び年月日

- (1) 本申立てがなされた裁判所 東京地方裁判所
- (2) 本申立てがなされた年月日 平成26年7月28日
- (3) 本申立書が到着した年月日 平成26年8月11日

3. 本申立てをした株主の概要

- (1) 氏 名 上田 和彦
- (2) 住 所 東京都渋谷区

- (1) 名 称 東拓観光有限会社
- (2) 本 店 所 在 地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山田 孝義

- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本 店 所 在 地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

4. 本申立ての内容

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社（本社 東京都港区南青山一丁目11番45号）の仮取締役兼仮代表取締役の職務を行うべき者1名及び仮取締役の職務を行うべき者2名の選任を求める。

5. 今後の方針及び見通し

当社といたしましては、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性を主張してまいります。

以 上